

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第9号 2017年8月

本号の目次

1. 第8回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって
2. 事務局だより

第8回政治経済学会研究大会・総会をふりかえって

第8回政治経済学会研究大会・総会を ふりかえって

事務局長 高橋 百合子

2017年3月5日(日)に早稲田大学早稲田キャンパス3号館で、政治経済学会の第8回研究大会・総会が開催されました。今大会は、自由論題セッション4つに加え、現代政治経済研究所「世論調査・実験方法論研究部会」・科研費・基盤研究(S)「市民のニーズを反映する制度構築と政策形成の政治経済学」の企画による「熟議と熟慮の政治経済学パネル:熟慮型世論調査の実証分析」が設置され、盛況な研究大会となりました。

今年度の自由論題セッションでは、国際関係、政治思想、経済史、外交史の分野を中心に、新進気鋭の若手研究者による最新の研究成果の報告が行われました。また、各報告について、それぞれの分野における学内外の専門家の方々が討論者としてご参加くださり、大変有意義な研究交流の機会を持つことができました。ご協力いただきました皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

4つの自由論題セッション、企画パネル

における報告・討論の内容につきましては、以下の大会報告をご覧ください、有意義な議論が繰り広げられたことをご覧くださいと幸いです。

また今年度は、総会がセッションの間の時間帯に設けられたこともあり、多くの会員方々が参加くださいました。さらに、研究大会の後には3号館にて懇親会が開催され、参加者同士が交流を深める機会を持つことができました。

前年通り、研究大会、総会、懇親会の準備段階から当日の運営にいたるまで、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆様にご多大なお力添えをいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

2017年度の研究大会は、2018年3月4日(日)に開催される予定です。今年度も、自由論題、自由企画セッションが設置される予定です。政治経済学会の会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

自由論題・自由企画の応募の締め切りは、2018年1月5日(金)事務局必着とさせていただきます。詳細につきましては、以下の事務局だよりをご覧くださいと幸いです。

政治学と経済学に関する研究の報告、議論を通じて相互理解を深めるだけでなく、「政治経済学」という学問分野の発展を牽引するような意欲的な取り組みを行うことも、政治経済学会の重要な役割と考えます。本学会が、会員の皆様の斬新な発想にもとづく、政治経済学のフロンティアとなれば嬉しく思います。

各分科会の報告と討論

<自由論題(1)>

司会：国吉知樹（早稲田大学）

報告：Ivo Plsek (UC Berkeley) 「The Japan Socialist Party and WWII reparations with Southeast Asia in the 1950s」

討論：篠田徹（早稲田大学）

報告：Jaemin Shim (University of Tokyo) 「Gender and Politics in Northeast Asia: Legislative Patterns of Female Legislators in South Korea, Japan, and Taiwan」

討論：辻由希（東海大学）

Ivo Plsek報告の要約：

It has long been argued that the Liberal Democratic Party served as a major roadblock to Japan's reconciliation with East Asia after 1945. It has also been assumed that had its main rival - the Japanese Socialist Party (JSP) - attained power, Asia's 'history problem' would have been solved much earlier. The goal of this paper is to test this latter assumption.

I do so by focusing on a critical issue of Japan's early postwar foreign policy: the settlement of war reparations with

Southeast Asia. According to Article 14 of the San Francisco Peace Treaty, Japan was obliged to pay reparations for the damages it caused to its Asian neighbors during WWII. Eventually four agreements were reached: with Burma (1954), the Philippines (1956), Indonesia (1958) and South Vietnam (1959). The Socialists did not partake in the negotiations. But the party was a key public critic and a powerful parliamentary force during the treaties' ratification process. By examining Diet debates, JSP's statements and party organs (Gekkan Shakaito and Shakai shinpo) as well as general newspaper from this time, I reconstruct how the Socialists approached the Southeast Asian demands for historical redress. By extension I reveal how the JSP reasoned about the larger questions of war and war responsibility.

My findings demonstrate that we need to reevaluate some of the commonly held assumptions about the Japanese Left. First, the JSP's professed ideals of 'Asian solidarity' and Asia-first policy had little effect on their actual policy behavior. Quoting numerous Diet interpellations, I show that the JSP parliamentarians were often as insensitive to the feelings of their Asian brethren as was the LDP's right-wing. Secondly, the Socialist party was discriminatory in its approach, endorsing the Burmese and Indonesian reparations but fighting bitterly against the payments to the Philippines and South Vietnam. The basis for this was

not a desire for proper atonement but political ideology. Third, the Socialists' approach to Asia was often theoretical and distant from the real concerns of its neighbors; this was true despite the self-proclaimed image of a party that understood Asia and wanted to represent it in Japan. Fourth, by comparing the JSP to its West German counterpart, I demonstrate that JSP's overly ideological commitment was only one part of the problem; its pre-war record and a direct involvement of many of its representatives in the imperial war efforts was another. The Japanese Socialists simply did not have men in their ranks of such caliber as Schumacher, Brandt, Bauer, Reuter and others who fought the past regime, understood the grievances of foreign victims and thus became champions of atonement policies after the war.

In the final analysis, I argue that the history problem in Japan extends beyond the Left-Right divide and reaches deep into the pre-1945 era.

(報告者の都合により申請時の要旨を掲載しています)

Jaemin Shim報告の要約：

Drawing insights from the literature proving the effect of gender difference on legislator's priorities and preferences, my presentation examined whether the increased number of female legislators (descriptive representation) in the past two decades led female legislators to act for female electorates (substantive representation) in Korea, Japan, and

Taiwan, with an original dataset. Specifically, it investigated how legislative dimensions such as the proportion of sponsoring/co-sponsoring women-related bills, e.g. maternity leave, equal employment, and sexual harassment, have differed between male and female legislators. Furthermore, the presentation also aimed to explain: i) the political conditions under which women-related bills are more likely to be initiated ii) specific types of legislators who are more likely to propose them; and iii) the changing legislative cooperation patterns between male and female legislators for bills on women's issues.

After the presentation, Prof. Tsuji pointed out the key contributions of this paper along with some suggestions. Particularly, she mentioned the originality of data and potential theoretical insights the paper offers to the whole gender politics field. At the same time, theoretical implications of the applied method and multi-faceted interpretation of higher substantial representation has been said as the key things the paper should address in the future. From the floor, two people asked for several clarifications on particular parts of the presentation. Overall, it was a well-balanced presentation.

<自由論題 (2)>

司会：高橋百合子（早稲田大学）

報告：田中淳一（早稲田大学）「19世紀前半におけるライン河輸送の変容：輸送趨勢よりみる流域経済の構造変化」

討論：内田日出海（成蹊大学）
報告：押谷健（早稲田大学）「The
Deliberative Contractualist
Critique of Scanlonian
Contractualism」
討論：若松良樹（学習院大学）

田中報告の要約：

田中報告は19世紀前半のライン河輸送について、輸送量と輸送商品の変化の分析から当時のライン河で起きた河川輸送需要の変化とその原因を考察し、さらに当該時期のライン河輸送の経済史的意義を再検討した。

この時期のライン河輸送については、ライン河航行自由化の起点とされる1804年の航行税協定締結、1831年のライン河航行協定(マインツ条約)締結、航行自由化が完成する1868年の修正協定(マンハイム条約)締結の3つが画期とされ、中でも1831年のマインツ条約は、その後輸送規模が急拡大したことから最も重要な画期をなすと考えられてきた。

ところが近年、ナポレオン帝政期以前のライン河商業の研究が蓄積された結果、ナポレオン期までのライン河輸送は、より発展していたことが分かってきた。だが、これらの研究の射程はナポレオン期までに留まり、それがマインツ条約以後の変化といかなる関係にあったか、という問題はこれまで扱われてこなかった。

そこで、報告者は河川輸送需要の変化に注目しつつ、当該時期のライン河輸送の変化を再検討した。その結果、1804年の航行税協定による輸送秩序変化が旧来の制約を河の一元的管理により解決しさらなるライン河輸送拡大の可能性を示したと考えられることと、1831年のマインツ条約締結前後の変化は航行税協定以後に発

生した諸問題を流域経済が乗り越えようと模索した結果と見るべきであることを明らかにした。

これに対し討論者の内田氏は、本報告の独自性が一国経済史を越え、流域全体を俯瞰する視野からライン河輸送の経済史的意義を分析する点に求められることを論じ、さらに本報告に用いられた「流域経済」という概念にふれ、国民経済を越えた「ライン河の経済史」という枠組みは可能かと質問した。報告者はこれに答えて、河川に独自の経済関係は確かに存在したと考えるが、それを主体とし流域諸邦の国民経済を越えた経済史叙述が可能かどうかは今後の課題であると返答した。

押谷報告の要約：

Nicholas Southwood has recently proposed a set of powerful criticisms against Scanlon's contractualism. He formulates an alternative theory, "deliberative contractualism," which replaces the substantive notion of reasonable rejection with the procedural notion of what it is "deliberative rational" to accept. This paper argues that Southwood's criticisms misconstrue the way in which the Scanlonian contractualist formula has substantive content, and so misses their mark. Furthermore, due to its weak motivational basis, deliberative contractualism fails to constitute an appealing alternative to Scanlon's theory. The significance of this task is not limited to the negative contribution of defending Scanlon from Southwood's arguments; positively, the paper aims to clarify and refine the strengths of Scanlon's

substantive contractualism by measuring it against Southwood's critique.

The following issues were raised by the discussant, Professor Yoshiki Wakamatsu (Gakushuin University). First, it was pointed out that it is unclear why it is necessary to engage in depth with Southwood's deliberative contractualism specifically, especially if the primary aim of the paper is to refine Scanlon's theory by defending it against certain criticisms. The response was that Southwood's positive theory is significant because it nicely identifies what separates rival conceptions of contractualism: the different conceptions of practical reason deployed to characterize the reasoning of the contractors. Second, it was pointed out that the notion of the "continuity" of moral reasoning and moral motivation, which is crucial to the paper's defense of Scanlonian contractualism, is insufficiently explained. The response was that this continuity should be understood in relation to Scanlon's thesis that the morality of right and wrong is unified by a common method of reasoning and motivational basis. Finally, it was suggested that the arguments of the paper could be clarified by relating it to the internalism/externalism debate in ethics. In response, it was conceded that the internalism/externalism debate (regarding both the nature of reasons and moral motivation) would constitute an important avenue for further

research.

＜熟議と熟慮の政治経済学パネル：熟慮型世論調査の実証分析＞

司会：清水和巳（早稲田大学）

報告：今井亮佑（早稲田大学）・千葉涼（早稲田大学）・日野愛郎（ミラノ大学）「熟慮の質に関する指標化の試み－Reasoning Quality Index (RQI) と Argument Repertoire(AR)の比較を通して」

報告：山崎新（早稲田大学）・遠藤晶久（高知大学）・三村憲弘（武蔵野大学）「熟議の持つ矯正効果？：イデオロギーと政策選好」

報告：横山智哉（一橋大学）・稲葉哲郎（一橋大学）「ミニ・パブリクスにおける討議が社会的寛容性に与える効果：「外国人労働者の受け入れ政策」を争点として」

討論：平野浩（学習院大学）

今井・千葉・日野報告の要約：

今井・千葉・日野報告は、世論調査において回答者がおこなう「熟慮(deliberation within)」の質を測定するための指標(RQI: Reasoning Quality Index)を提案するというものであった。原発問題と外国人労働者受け入れ問題をテーマとする世論調査に基づき、回答者が自身の態度や立場と一貫した意見を述べているかという観点から、自己の意見に関する熟慮の質を測るRQI・自己を作成した。さらに、自分とは異なる意見を持つ人々の態度や立場を正確に想像できているかという観点から、他者の意見に関する熟慮の質を測るRQI・他者を作成した。これらのRQIは、同様の関心から用いられてきた既存の指標(AR:

Argument Repertoire)と有意な相関を示しており、妥当な指標であると言える。

続いて、世論調査における情報提示が回答者に熟慮を促し、RQIを高めるのかという分析をおこなった。その結果、情報提示によって原発問題に関するRQI・他者の高まりが見られたものの、原発問題のRQI・自己および外国人労働者受け入れ問題のRQI・自己／他者の高まりは見られなかった。このことから、RQIの測定方法および情報提示のあり方についてさらなる検討を要することが示唆された。

これに対し、討論者の平野氏は以下の点を指摘した。まずパネルの報告全体へのコメントとして、想定している熟慮の目標がそれぞれ異なっている点に言及した。そのうえで今井・千葉・日野報告に関しては、報告中の分析における変数の選択について確認したのち、RQI・自己の測定方法が回答者全体の傾向を基準とするものである点について、そうした基準を熟慮の質とすることの妥当性に触れた。すなわち、「態度や立場が多数の人々と一致する」ということのみをもって、熟慮の質が高まったと考えてよいのかということである。多数の人々が合理的ではない判断を下している場合も考えられるのであり、熟慮によってどのような効果が得られるのかという点についてはさらなる検討が必要であることが浮かび上がった。

山崎・遠藤・三村報告の要約：

山崎・遠藤・三村報告では、イデオロギー的思考の非一貫性という観点から、反論提示実験のデータを用いて、熟慮による意見変容について検証した。具体的には、イデオロギー的立場と政策選好が一致しない人が、反論提示を通じて異なる意見とその理由に接触することにより、イデオロギ

一的立場と意見が一致する状態へと矯正されるのかを分析した。あわせて、提示される反論が実際には成立しえないデマゴグ的情報であった場合に、それが被験者にどのような影響を与えるのかも分析した。

まず反論提示による意見の矯正については、イデオロギーと意見が一致するようになるケースもある一方で、逆に一致しなくなるケースも見られ、矯正効果は確認できないという結果となった。他方、提示された反論の方向に説得されるかを見ると、政策によっては理由付けされた反論によって説得効果が発生することが確認された。続いてデマゴグ的情報による効果については、政策や政党支持によってはデマゴグが説得力を持たなくなることが明らかになった。以上の結果から、イデオロギーと政策のつながり方には差異が存在すること、および反論提示に意見の矯正効果はなく、デマゴグ的情報であるか否かも意見の変化に影響を及ぼさないことが示された。

これに対して、討論者の平野氏との間では以下のようなやりとりがなされた。まず、心理学(社会心理学)における説得研究と本研究の位置付けをどのように考えるかという指摘がなされ、そうした分野の知見を取り入れる必要性が確認された。次に、実験において設定された政策内容がイデオロギーの一貫性を見るうえで適切であるかという点について、各有権者がイデオロギー的な思考の中でこれらの政策をどのように位置づけているかが今後の検討課題になるとされた。最後に分析デザインについての疑問点が挙げられ、得られた知見をより慎重に考察する必要があることが示された。

横山・稲葉報告の要約：

横山・稲葉報告は、討論型世論調査における情報閲読や小集団討議といった各ステップを明確に区分したうえで、他者との討議（ミニ・パブリクス）における熟議の効果を正確に捕捉しようというものであった。これにより、各人の頭の中でおこなわれる熟慮（deliberation within）の効果を統制しながら、他者との討議の中でなされる熟議（deliberation with）の効果を捉えることができる。具体的には、2016年に実施されたミニ・パブリクスを含む世論調査のデータを用いて、事前アンケート（T1）、情報閲読後のアンケート（T2）、小集団討議後のアンケート（T3）における社会的寛容性を比較するという分析をおこなった。

その結果、社会的寛容性はT1とT2の間では有意な差が見られない一方、T2とT3の間では有意な差が見られることが明らかになった。したがって社会的寛容性の高まりは、情報閲読によって引き起こされたものではなく、他者との討論を通じて多様な考えに接することで生じたものであることがわかった。また、情報閲読が寛容性に影響しなかったことを踏まえ、提示する情報の形態に留意する必要があることが示唆された。

これに対し、討論者の平野氏との間では以下のようなやりとりがなされた。まず、寛容性をどのようなレベルで捉えるかという点について、本研究では態度レベルで考えていることを確認した。続いて、寛容性が高まった人には発言の仕方などの変化が見られるのかという疑問が呈され、今後はミニ・パブリクスにおけるスクリプトデータの分析などに発展していく可能性が示された。また、寛容性の高まりと意見変容との関連については、有意な関係が見られないことが確認された。最後に、異な

る意見に対する寛容性が高まった結果、自分の選好と合致しない行動が喚起される恐れもあるという指摘がなされ、熟議後の意思決定における「質」を踏まえた分析が今後の課題となるということが浮かび上がった。

＜自由論題（3）＞

司会：田中幹人（早稲田大学）

報告：荒井誉史（早稲田大学）「佐藤栄作政権における核政策の萌芽 1960-1965——中国核実験（1964年10月）の影響」

討論：太田昌克（共同通信社）

報告：唐琳（早稲田大学）「毛沢東時代における対外経済政策のイデオロギ一的根源（1949～1976）」

討論：齊藤泰治（早稲田大学）

報告：于海春（早稲田大学）「中国における地域を跨る新聞をめぐる制度形成と変遷」

討論：田中幹人（早稲田大学）

荒井報告の要約：

荒井報告では、中国の第1回核実験（1964年10月）によって日米両政府が抱いた懸念や不安が、日本政府の核に関する4つの政策指針（以降、「核政策」）の形成の契機となったことを論じた。「核政策」とは、「1.核兵器の不保持、2.米国の『核の傘』への依存、3.米国との協力の下で原子力平和利用を推進、4.核兵器不拡散体制への参加」である。中国の核実験によって、日米両政府は中国が東南アジアにおいて影響力を拡大することを懸念し、加えて日本側は米国の供与する「核の傘」に不安を抱いた一方で、米国側は日本が独自の核兵器保有を検討することを懸念した。以上のような懸念に対

応するため、日本政府は「核政策」に基づく対応を行ない、米国政府も日本政府に対して、「核政策」に基づく対応を促していた。それゆえ、中国の第1回核実験への日米両政府の対応は、「核政策」が萌芽した契機であったと論じることができる。

以上の報告内容をふまえて討論者の太田昌克氏（共同通信社）は、主に以下2点を指摘した。第一に、4つの政策指針の内容は、1968年に佐藤が国会で演説を行った「核四策」の内容、すなわち、「1.非核三原則の遵守、2.米国の『核の傘』への依存、3.原子力平和利用の推進、4.核軍縮外交の推進」とするほうが適切ではないかとの問題提起である。第二に、1960年代後半以降の分析や、国内政治過程、欧州情勢との関連等をさらに分析する必要がある、という点である。

太田氏の指摘に対して報告者は以下のように応答した。第一の点に関しては、佐藤の演説内容をふまえつつ、日本政府は実際に非核三原則を遵守しておらず、核兵器不拡散体制に参画するだけで核軍縮外交には消極的な時期もある。そのため、必ずしも佐藤の演説通りの政策指針を日本政府が採用しているわけではない、と応答した。第二の点に関しては、いずれも重要な指摘であり、今後より検証が必要である、と回答した。

唐報告の要約：

唐琳報告は毛沢東時代における対外経済政策のイデオロギー的根源の解明を目的として、先行研究を踏まえ、毛沢東時代のイデオロギーにはどのような内容が含まれ、それぞれの内容が如何に指導者らの思考・認識枠組みを規定するかなどの問題を中心に、資料を分析しながら、

回答しようとした。毛沢東時代の中国は旧ソ連、東欧と同じく、排他的で自律的な、しかも多少なりとも知的に洗練されたイデオロギーがある。それらのイデオロギーは帝国主義による半植民地支配、革命、戦争の歴史的経緯から由来し、激烈な民族意識の噴出をしめすものである。唐琳報告は毛沢東型社会主義イデオロギーを価値信念体系、分析体系、政治的プログラムの三つに分け、指導者の対外認識の構造を価値基準・目標・信念の確定、世界政治経済に対する分析、態度と解決手段の提示の三つの面からアプローチした。さらに、1950年代の対外経済政策、特にイデオロギーと対ソ一辺倒、優先順位付けの貿易政策との関連性を詳しく分析した。

唐琳報告に対して、討論者の齊藤泰治氏からは、①毛沢東型社会主義イデオロギーの根源はより早い段階に遡ることができる。1949年以前の「新民主主義論」、「論聯合政府」、「人民主義独裁」などの理論を如何にとらえるか。②主要矛盾論をいかに対外経済政策につなげていくか。③政策決定過程は如何に分析するか。④建国初期の対外貿易の特徴、保護貿易、統制貿易について分析することが必要である。⑤時代によってイデオロギーの意味が変わり、国際環境、国内状況の変化によって、対外経済政策が変動するとの指摘がなされた。報告者は以上のコメントに対して、この報告を博士論文の一章として位置づけ、対外貿易の特徴、対外経済政策の決定過程、異なる時代の分析を別の章で行ったとして、毛沢東のより早い時期の理論に関する分析は今後の課題とするなどを述べた。

于報告の要約：

于報告は1990年代末から中国に生まれた地域を跨る新聞に焦点を当て、地域を跨る新聞の発展プロセスと地域を跨る新聞をめぐるコントロール制度の形成と変遷を追跡していた。地域に跨る新聞とは、新聞社あるいはメディアグループが、自社の所在地域とは異なる地域にて、他メディアなどと共同出資し、共同経営する形で新たに発行した新聞を意味する。報告者は、地域に跨る新聞をめぐる制度形成を①制度空白期、②制度形成期、③制度変遷期の三つの段階に分けて整理した。本報告の発見として次の三つがある。第一に、地域に跨る新聞をめぐる制度形成は、地域に跨る新聞の発行・経営活動があつてからの「事後対応」である。制度が確立するプロセスは①暗黙裡に容認する段階、②制度を制定するが、小範囲に限定して実行する段階、③制度を調整する段階という三つに分けられる。第二に、地域に跨る新聞をめぐる制度の形成と変遷から、党機関紙を中心とし、属地管理体制を徹底することは、新聞の市場化、グループ化のプロセスにおける中国共産党・政府の不変な方針として貫き通された。第三に、地域に跨る新聞をめぐる制度の形成と変遷は外部要因と権力の内部要因が同時に作用した結果である。そして、報告者は制度が制定された後、規制強化と規制緩和の間で試行を繰り返して調整できた原因は形成した制度の曖昧さにあると指摘した。

これに対して、コメンテーターの田中幹人氏からは、次の二つのコメントをなされた。一つ目はメディアシステムの比較を行う可能性を検討することである（例えば、地域に跨る新聞と日本のブロック紙は類似する点が見られる）。二つ目は、制度のみに着目するのではなく、地域に跨る新聞の内容分析も同時に行つて、実証的データで

裏付けることである。これに対して于自身はご指摘いただいた点に反対の点がなく、今後の論文修正に反映すると回答した。

<自由論題(4)>

司会：谷澤正嗣（早稲田大学）

報告：辻悠佑（早稲田大学）「歴史的不正義論における過去の不正の地位：<ロッキアン・アーギュメント>の批判的検討」

討論：吉良貴之（宇都宮共和大学）

報告：川口かすみ（早稲田大学）「憲法24条の平等原理の位置づけ——憲法同条における『個人の尊厳』と『両性の本質的平等』の原理の関係に関する前提的考察——」

討論：遠藤美奈（早稲田大学）

報告：内田智（早稲田大学）「現代デモクラシー論における認知的価値の位置づけをめぐる一考察」

討論：瀧川裕英（立教大学）

辻報告の要約：

辻報告は、歴史的不正義にかかわる賠償の根拠について、現在世代に対して賠償などの規範的要請を、過去世代において発生した不正義から導けるかどうかを検討した。まず、賠償に伴う反実仮定の契機を問題にした。つまり、反実仮定を伴った賠償正当化を歴史的不正義に適用した場合、賠償対象となる現在世代の存立根拠が崩れること、反実仮定の特定不能性や局所的適用の不正性が生じることを指摘した。次に、以上の問題を回避しつつ過去の不正義から現在世代の賠償を正当化する議論として、相続論法と危害論法を検討した。前者は、賠償権利義務関係の相続によって世代を超えた反実仮定の問題を回避するものの、過去のすべての不正義について無差

別であるため、どの不正義の賠償を行なうべきかについて沈黙する。後者は、過去の不正義ではなくむしろ今もなお賠償不履行であることが現在世代の期待厚生水準を不正に引き下げていることを根拠に賠償を正当化する。しかし、賠償不履行を問題にすることで過去の原初的不正義が考慮事項から外れていると指摘した。

討論者の吉良貴之氏からは、超世代的な集合的主体を想定するならば同一性を担保できると考えられるが、そのような考え方には何か問題があると考えているのか、との質問があった。フロアからは、(1)歴史的不正義を他の諸々の不正義から区別する何かは依然あると考えるのか、(2)相続論法も危害論法も理論的に成功しているのではないか、という疑問が呈された。討論者に対しては、集合的主体に個々の不正を回収することの抑圧性に危惧を感じていることを述べた。(2)については、各論法の理論そのものよりも含意に欠缺を見出していると応じた。最後に(1)については、不正義に「歴史的」という修飾がつくことの特有な意義が何であるのか、明示的な解答を与えるには及んでおらず、今後の課題であることが述べられた。

川口報告の要約：

本報告の目的は、憲法 24 条の持つ原理が両性の本質的平等の解釈だけであれば、それが意味する平等の実現には限界があることを示すことであった。

その方法として、本報告は、マーサ・ミノウの提唱した関係的権利論を手がかりとした。本報告では、ミノウの関係的権利論から、特に対話の権利と関係性への権利に関する構想に注目した。

ミノウが述べる対話の権利は、個人が対話の権利を通して共同体における他の構

成員と対等に主張することで、主体的な存在になることができるというものである。個人が、この対話の権利を行使することは、共同体への参加の意思表示を示している。

夫婦が同等の権利を有しており、婚姻維持のために夫婦相互の協力を要請することを規定した憲法 24 条の運用は、夫婦による協議に依っていた。しかしその協議は、実際、性別役割分担による差別的な構造によるものであった。

そのような構造は、ミノウが述べる差異のジレンマの差異志向の平等につながる。この状況に陥らせないために、個人は、対話の権利を行使し、共同体への参加の意思表示を示すことが必要である。そのために、個人がその意思を表明するという個人の尊厳は保障されることが求められる。

関係性への権利に関する構想については、ミノウは自律概念を用いている。ミノウによれば、自律的な権利の主体はそれを認めてくれる共同体があって存在することになり、それは、他者からの承認が必要になる。このような関係性のなかでの個人の存在は、性別役割分担のような差異志向の平等も承認されることになるかもしれない。しかし、それは上で触れた通り、差別的な構造である。それを変革させるための鍵となるのが、個人の尊厳の保障である。

これらを踏まえ、憲法 24 条の原理が、両性の本質的平等の解釈のみを意味するものであれば、ミノウの述べる差異のジレンマに陥っていたと考えられ、憲法同条はそれを回避するために個人の尊厳の原理も置いてあると報告者は検討した。

討論者の遠藤氏から次の 2 点のコメントをいただいた。それは、①どのような範囲で関係性の射程を捉えているのか、②どのような人間像を考えているのか、である。

報告者は、まず①に対して、家族の最小

単位である夫婦を射程として、最初に家庭内の権利の問題を捉えて、それから家庭内の子どもや高齢者の問題と検討の射程を広げて考えていきたいと応答した。次に、②に対して、人格的に自律した強い個人像であることを理想とする。それはすなわち、家庭内を国家の干渉なしに、夫婦の当事者間で私的領域に属する家族の役割をうまく機能させていける人間像を想定したいと報告者は回答した。

報告者のミスで、検討の重要な部分に行く前に時間制限になったことは反省すべき点である。しかし、当日配布した図表付の資料は、目を通してくれた者に本報告の検討についての理解を与えるものである。

内田報告の要約：

内田報告は、現代デモクラシー論において昨今注目される「民主政の認知的価値」について問うものであった。「民主政は愚鈍な多者による政治体制ではなかろうか」という疑念に対して、最終的に「愚者の支配ではない」ことを示すことになった。

本報告の結論は次のようなものであった。民主政は一連の意思決定手続きそのものが他の政体には認知的価値を持つ。ただし、それは民主的手続きのうちに継続的で包摂的な熟議プロセスが認められる限りにおいてである。

本報告は、この結論を支持する論拠を、熟議における理由づけと認知的多様性の意義に焦点を合わせて詳らかにした。熟議は、異なる観点から理由づけが行われ、相異なり対立する論議が蓄積され評定される状況においてこそ、その本来の機能を果たす。そして、分散された集合知の生成は、認知的多様性が確保された熟議プロセス——不合意の状況における論議の往還——においてこそ促進される蓋然性が高まる。

この点にこそ、民主的な意思決定手続きには他の政体にはない認知的価値が内在することの論拠は求められた。

報告に対しては討論者である瀧川氏からは、①決定／集計のモーメントを議論に組み込む必要性、②「熟議の失敗」と呼ばれる批判への応答可能性、③制度的分業という視座の不可避性についてコメントがなされた。

報告者からは瀧川氏からのコメントはいずれも妥当な指摘であることを受け入れたうえで、①本報告はあくまでも「熟議」という一つの独自の認知的活動が備える特性とは何か、民主政が備える「知の生成過程」がもつ強みとは何かを明らかにすることになったこと、②制度的分業や決定／集計をめぐる問題は個別に別途検討されるべき問題であり、本報告の狙いを掘り崩すものではないという応答がなされた。フロアからの質問も活況であり、ごく限られた時間の範囲で可能な限り、相異なる多様な観点の間での往還が実践された報告となった。

事務局だより

【2016年度総会議事録】

日時：2017年3月5日（日曜日）

14時55分～15時05分

会場：早稲田大学3号館305号室

議題：1. 開催挨拶 福島淑彦事務局長

2. 2016年度事業報告

福島淑彦事務局長

- (1) 第8回研究大会の開催
- (2) ニュースレター第8号の発行
- (3) ホームページの運営
- (4) 名簿改定作業の実施

3. 2015年度会計報告

福島淑彦事務局長

政治経済学会 2015年度収支報告

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

収入

2014年度繰入金 1,396,007円

2015年度会費納入小計 165,000円

内訳：郵便振込み 127,000円

現金 38,000円

懇親会費 14,000円

2015年度学会補助金 150,000円

利子 193円

収入合計 1,725,200円

支出

NL印刷発送費 108,460円

プログラム印刷郵送費 12,220円

インターネット利用料 1,852円

手数料 216円

学会当日諸経費 106,073円

支出合計 228,821円

2016年度繰越金 1,496,379円

5. 2017年度事業計画について

(1) 第9回研究大会の開催（※）

(2) ニュースレター第9号の発行

※第9回の政治経済学会研究大会は、2018年3月4日（日）に早稲田大学で開催されます。なお、第8回理事会・総会で3月3日（土）の案が可決されましたが、早稲田大学入試予備日の立入禁止期間と重なるため、その後理事・監事の審議を経て3月4日（日）の開催が正式に決定しました。

【政治経済学会 第9回研究大会 自由企画セッション・自由論題報告 公募のお知らせ】

2018年3月4日（日曜日）に開催される政治経済学会の第9回研究大会（於 早稲田大学）では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

(1) 自由企画

自由企画は、報告・討論・司会をパッケージにしてご提案いただくものです。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談のうえ、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として3名といたします。すべての報告者は事前にフルペーパーを提出し、討論者に送付することが義務付けられます。提出されたペーパ

一は、学会ホームページに掲載されます。

(2) 自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。報告者は事前にフルペーパーを提出し、コメンテーターに送付することが義務付けられます。提出されたペーパーは、学会ホームページに掲載されます。

応募に関する重要なお知らせ

これまで自由企画・自由論題の応募をメールにて受け付けておりましたが、**第8回研究大会より政治経済学会専用URLにて応募を受け付けております。**

応募方法：報告希望者は**2018年1月5日(金)までに(当日必着)**、下記の項目を事務局 URL に記入してください。(フルペーパーの締め切りは大会開催の10日前頃を予定しています。)

自由企画・自由論題 応募専用URL

<http://www.jape-net.org/meeting/contact.html>

①氏名、②所属、③連絡先(確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、④企画および報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨(800字～1,200字程度)、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属、⑦自由論題の場合には、第1希望と第2希望のコメンテーターの氏名、所属、連絡先(電子メールアドレス等)。

2018年1月下旬までに審査を行い、採否を決定のうえ、お知らせいたします。

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります(パネルには非会員を含めでも構いません)。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

自由論題報告については、指導教授の推薦があり、学会が適当と認める場合には、2018年3月に修士課程を修了予定の大学院生(修士課程生)も報告が可能です。その場合は、学会ホームページから指導教授の方に御記入いただく当会所定の推薦状用紙をダウンロードし、報告の応募を行う際に併せて提出して下さい。下記の宛先に、郵送・学内便、または電子メールで送付して下さい。

推薦状の送付先

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学政治経済学術院
高橋百合子研究室
電子メールアドレス：
ytakahashi@waseda.jp

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。ご応募およびご質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス

jape-office@list.waseda.jp

政治経済学会ホームページ

<http://www.jape-net.org/>

【会費納入について】

会費は、2017 年度分を、郵便局を通して納入下さい。口座番号と会費は以下の通りです。※本年度はメールでニューズレターを発行する都合上、各会員宛てに振込み用紙の送付は行いません。下記の口座番号をお控えの上、各金融機関にてお手続きください。

郵便振替の場合

00180-5-441193
口座名称 政治経済学会
口座名称 (カナ) セイジケイザイガックアイ

銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行 (9900)
店番 019
店名 (カナ) 〇一九店 (ゼロイチキョウ店)
預金種目 当座
口座番号 0441193
口座名義 セイジケイザイガックアイ

年会費

現職の教員、研究員、助手 2000 円
退職者、院生、ポストドクター 1000 円
※満 70 歳以上の会員の方は年会費不要です。

年会費につきましては、学会の円滑な運営のために、早い時期に納入いただければ幸いです。以前の会費を未納の方は、この機会に合わせて納入していただけますよう、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

【名簿更新について】

当学会は、情報環境の変化への対応や学

会運営コスト削減のため、ニューズレターの電子データ化や学会関係の案内の E メールによる送付を順次進めて参ります。

つきましては、2017 年度の所属や住所変更とともに、E メールアドレスのご登録をお願い致します。また、既にご登録いただいているにもかかわらず、当学会からの案内・連絡が E メールで届いていないようでしたら、よくお使いになるアドレスを改めてご登録ください。

下記の専用 URL までアクセスして更新情報を記入ください。

名簿更新専用 URL
<http://www.jape-net.org/meibo/contact.html>

2017 年 8 月

発行：政治経済学会
代表理事 梅森直之
事務局長 高橋百合子

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学政治経済学術院

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567